

インバウンドベンチャー課題解決プロジェクト業務委託公募要領

1 趣旨

本要項は、インバウンドベンチャー課題解決プロジェクト業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 募集概要

- (1) 業務名 インバウンドベンチャーマッチングプロジェクト業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事 鈴木 康友
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 別紙「インバウンドベンチャー課題解決プロジェクト業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月31日(月)まで
- (6) 契約限度額 18,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 1件

3 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール (予定)

企画提案参加受付	令和6年7月23日(火)
質問の受付締切	令和6年7月25日(木) 17時
質問回答	令和6年7月29日(月)
企画提案参加申込書の提出期限	令和6年7月30日(火) 17時
企画提案書の提出期限	令和6年8月6日(火) 正午
企画提案(プレゼンテーション)	令和6年8月7日(水)
選考結果の伝達	令和6年8月8日(木)

(2) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式(様式1)により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和6年7月25日(木) 17時

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班
住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)
電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

FAX 又は電子メール

エ 回答

回答は、令和6年7月29日(月)までに、下記ホームページに掲載する。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1040867/1064152/index.html>

(3) 参加申込書等の提出

企画提案に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ・参加申込書(様式2) 提出1部

ア 提出期限

令和6年7月30日(火) 17時まで

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課(東館11階)
メール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

原則、電子メールとする(PDFファイルとすること)

※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式 3	1
②	企 画 提 案 書	<p>以下のアからイの事項について、評価基準を踏まえ、できる限り具体的な提案内容を記載すること。</p> <p>ア 業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名） ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去5年間に実施した類似事業の実績 <p>イ 提案書の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画 （県内自治体等が抱える課題やインバウンドベンチャー等の共創アイデアの選考方法、最終報告までのロードマップ等） ・県内自治体の課題及びインバウンドベンチャー等の共創アイデアの募集、マッチング （県内自治体の課題と、これらに対する共創アイデアを持つインバウンドベンチャー等を募集し、選考のうえマッチングする。このうち、5件程度の計画を選考する。） ・実証実験等の実施 （県内自治体が抱える課題をインバウンドベンチャー等のソリューションによって解決する） ・実証実験等の支援・進捗管理 （インバウンドベンチャー等の実証実験等を効率的かつ効果的に実施するための支援及び進捗管理を行う。また、支援対象の実証計画について、伴走支援を行う。） ・報告会の実施計画 （県内自治体とインバウンドベンチャー等とのネットワーク形成や横展開を図るための仕掛け等） 	任意	8
③	見 積 書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 	任意	1
④	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・直近1年間の納税証明書（国税又は都道府県税） 	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約予定者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

ア 提出期限

令和6年8月6日（火）正午（必着）

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班
住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）
電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。
企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合がある。
提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 実施日・会場等

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。
詳細については、別途連絡する。

日 時	令和6年8月7日（水） 開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。
場 所	静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）又は県庁周辺会議室 （WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）
その他	各提案者30分程度を予定（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分） 原則、業務責任者を含む計3名以内の出席とする その際、追加資料の提出は認めない。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務の実施体制	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	10
2	類似実績	類似事業の実績があるか	10
3	業務の内容等	・ 県内自治体等が抱える課題を募る仕掛けがあるか	10
4		・ 県内自治体等の課題に対して、県内外のインバウンドベンチャー等の共創アイデアを募る仕掛けがあるか	10
5		・ 県内での実証実験の円滑な実施をサポートするための工夫があるか	10
6		・ 本事業終了後に、県内自治体等で横展開を図る仕組みがあるか	5
7	経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	5
合計			60

※ 評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に令和6年8月8日（木）に通知する。

6 契約方法

- ・ 契約予定者は、県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約予定者が正当な理由なく県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7 留意事項

本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

8 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班
 住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）
 電話：054-221-3684
 E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp